

提案型トイレカー導入事業委託業務仕様書

1 委託業務名

提案型トイレカー導入事業委託業務

2 目的

この仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が、「提案型トイレカー」を導入する業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託するに当たり、必要な事項を定めたものである。

3 契約期間

委託契約日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、製作仕様書及び設計書（図面含む）の作成、ベース車両の選定及び調達、車両に搭載する設備の選定及び調達、車両の架装及び設備搭載のための改造・加工、外装デザイン及び施工等、車両製作一式とし、詳細は次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施に当たっては、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準等その他車両の運行や車両の利用に係る関係法令を考慮するとともに、甲の指示事項を遵守し、別添「新たなトイレカー導入に係る基本コンセプト」の実現に向け、誠意をもって適切に遂行するものとする。

（１）品名及び数量

- ①品名 徳島県自走式トイレ車両
- ②数量 1台
- ③総重量 5トン未満（特注架装後）

（２）車両に付加する機能

①基本性能

◇準中型免許5トン未満限定（平成29年3月12日以前に取得の普通免許）又は普通免許で運転が可能であること。

◇ライフラインが途絶した被災地において使用が可能であること。

- ・一定期間連続使用が可能な容量を有する汚水・給水タンクを設置すること。（給水・汲み取りの必要性等（タンク内の状況）が確認できる機能（確認窓や目盛り等）を備えること）
- ・被災地において給水・汲み取り等が可能な仕様であること。
- ・車両走行用とは別にトイレ用のバッテリーを設置し、車両エンジンの駆動又は外部電源での充電が可能であること。

◇トイレ設備について、以下の機能を備えること。

- ・男性用と女性用を別にした個室を「2室以上」確保すること。又、男性用・女性用の入り口を別に設け、間仕切りを設置するとともに、男女別の明確な表示を行うこと。
- ・個室には、適切な位置にトイレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、荷物置き場（又は衣類掛け等のフック）、容易に開かない施錠機能を設けること。
- ・便器は陶器製又は同等以上の製品で水洗式とすること。又、大便器は洋式便座

- （温水洗浄便座）とし、各便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能を設けること。
- ・手洗い設備を設置すること。（大便器を手洗い付きとすることでも可）
- ・各個室及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。
- ・高齢者など要配慮者の利用を考慮し、手摺りや握り棒を適切な位置に設置すること。又、各出入口には、安全面を考慮した昇降用階段や手摺りを設置すること。
- ・換気設備及び照明設備を適切な位置に設置すること。

②その他の機能

- ・走行時及び被災地でのトイレ使用時において、安全を考慮した構造であり、必要な設備を備えること。
- ・安全運行に必要な補助装置を備え付けること。（カーナビゲーションシステム、バックカメラ、ＥＴＣユニット、ドライブレコーダー等）
- ・その他計器類など、メーカー標準装備品とすること。
- ・納車後に清掃、点検、修理等のメンテナンスが容易に行える構造であること。
- ・その他、別添「新たな『トイレカー』導入に係る基本コンセプト」に掲げる内容の実現に向け、必要となる設備・機能について備えること。

（３）塗装（ラッピング）

車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議の上決定する。

５ 諸手続き等

以下の手続きを乙が行うこととする。

- （１）トイレカーを糞尿車登録すること。
- （２）予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、乙がその手続き等の一切を代行するものとする。
- （３）納入までに要する一切の経費については、乙の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び自動車リサイクル料は除く。
- （４）自動車保管場所証明申請書における住所地は、甲から別途指示する。

６ 保証

- （１）車両及び設備品の保証期間は、納入の日から１年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。
- （２）上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が１年以上にわたる場合はそれを適用する。
- （３）完成品の納入後１年以内に乙の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

７ 納入の場所

徳島県内の甲が指定する場所

８ 納入期限

令和８年３月１３日

（納入日は、担当者と協議の上、決定すること）

９ 提出書類

（１）製作仕様書・設計書

乙は、契約後速やかに製作仕様書・設計書を提出し、県と協議すること。又、車両作成に当たっては、甲と乙とで予め十分に打ち合わせを行い、確認・調整を行うこと。

(2) 図面及び取扱説明書

乙は、納入期限までの間に、次のうち必要となる図面等を提出し、納入時に取扱い説明を実施すること。

- ・ 図面及び取扱説明書
- ・ 設備・付属品リスト
- ・ その他必要となる図面や説明書など

10 その他の留意事項

- (1) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て乙が負担すること。
- (2) 艀装及び車両の移動に当たっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに甲に連絡するとともに、その被害の一切の責任を乙が負うこと。
- (3) この使用にない事項及び仕様書の内容について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。